新型コロナウイルス感染症に伴うおもな支援策まとめ

※補正予算の成立以降に確定

市川市議会公明党

個人・世帯向け

給付（もらえる）	新型コロナウイルスで影響を受けているすべての方に	特別定額給付金※	一律1人10万円を給付 住民基本台帳に記載(4/27時点)されているすべての人	総務省コールセンター 03-5638-5855 09:00～18:30(土日祝除く)
	離職等で住居を失った・失うおそれがある	住居確保給付金※	家賃実費支給(例) 2人世帯で月6万4000円が上限(東京都) 支給期間：原則3カ月(最長9カ月)	市川市生活サポートセンター「そら」 047-704-0010 10:00～16:00(土日祝除く)
	子育て世帯で家計が大変	子育て世帯への臨時特別給付金※	児童手当の受給者に対し、子ども1人当たり1万円を給付	市川市こども福祉課 047-712-8539 10:00～16:00(土日祝除く)
	失業・収入減で大学等の授業料が支払えない	高等教育修学支援制度	授業料減免+返済の必要のない給付型奨学金	日本学生支援機構 0570-666-301 09:00～20:00(土日祝除く)
貸付（かりる）	収入が減って家計の維持が難しい	緊急小口資金(特例貸付) 総合支援資金(特例貸付) 無利子無保証	貸付上限～10万円(特に必要な場合は～20万円) 据置期間：1年以内、償還期間：2年以内 2人以上世帯は～月20万円、単身は～月15万円 据置期間：1年以内、償還期間：10年以内 原則3カ月まで	市川市社会福祉協議会 047-320-4001 08:40～17:40(土日祝除く)
猶予（支払延長）	市区町村民税・固定資産税が支払えない	自治体の判断で各種納税の徴収猶予（期限等）を決定		市川市納税・債権管理課 047-712-8660 10:00～16:00(土日祝除く)
	国民健康保険料(税)・国民年金保険料が支払えない	自治体の判断で保険料(税)の徴収猶予（期限等）を決定 国民健康保険は免除制度あり		市川市国民健康保険課 047-712-8534 10:00～16:00(土日祝除く)
	公共料金や電話料金(固定・携帯)が支払えない	支払期限を延長（事業者向けにも支払い猶予あり）		各電気・ガス・水道・電話等事業者
	住宅ローンが支払えない	今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能		各金融機関または金融庁相談ダイヤル 0120-156811 10:00～17:00(土日祝除く)

事業主向け

感染拡大防止のための休業等の協力に対する「協力金」を支給する自治体もあります（東京都、神奈川県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県など）

給付（もらえる）	自粛などで業績が悪化（売上げ半減）	持続化給付金※	2020年で特に厳しい月（1～12月）の売上げが前年比50%減の場合、その月の売上げを年換算した額を、昨年1年間の売上げから引いた減少分を給付 上限：中小200万円、個人事業100万円	経済産業省 中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783-183 09:00～17:00(土日祝含む)
	従業員に休んでもらう場合	雇用調整助成金(コロナ特例)	休業等助成（中小なら最大10分の9まで） 助成率は、企業規模・雇用条件で変動	厚生労働省 コールセンター 0120-60-3999 09:00～21:00(土日祝含む)
	従業員に子どもがいる場合	小学校休業等対応助成金	小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合 1日あたり8,330円を上限に賃金相当額を助成	
	フリーランスで子どもがいる場合	小学校休業等対応支援金	小学校等休校で休業したフリーランス（委託を受けて個人で仕事をする保護者） 1日あたり4,100円（定額）を助成	
貸付（かりる）	資金繰りのため融資を受けたい	無利子・無担保融資（借り換えも可）	コロナの影響で前年比5%以上の売上減少 据え置き最大5年	日本政策金融公庫 0120-154-505 09:00～19:00(土日祝除く) 民間金融機関※
		セーフティーネット保証（4・5号）／危機関連保証	信用保証付き融資を限度額までご利用中の方に、与信枠を大幅拡充／保証料・利子を減免（最大ゼロ金利）	取引のある金融機関 又は千葉県信用保証協会 043-221-8111 0900～17:00(土日祝除く)
		マル経融資の金利引き下げ	前年比5%以上で売上減少で 融資限度額：別枠1000万円 当初3年間 金利を0.9%引き下げ（商工会議所等の推薦が必要）	日本政策金融公庫 0120-154-505 09:00～19:00(土日祝除く)
猶予（支払延長）	法人税や消費税などの納税が難しい※	法人税や消費税、基本的にすべての税	収入が減少（前年同月比▲20%以上）した事業者は無担保かつ延滞税なしで納税を猶予／固定資産税は軽減措置も	市川税務署 047-335-4101 08:30～17:00(土日祝除く)
	社会保険料が支払えない	健康保険料や厚生年金保険料が猶予	事業の休止や著しい損失があった場合に納付が猶予	健康保険協会または組合・日本年金機構

2020年 4月20日 時点の情報

市川市では独自に「緊急経済対策」を実施します！！

コールセンター 047-712-8661
10:00～20:00 （土日祝日を含む全日）